第3版はしがき

2006年の初版刊行以来10年が経過し、新版刊行の2010年から数えても、アメリカ政治には多くの変化が起きている。第3版では、それを少しでも反映させるべく努力した。

2006年からこんにちまでのアメリカ政治の展開は激動そのものであった。

2004年11月の大統領選挙の結果,ジョージ・W.ブッシュは再選され,共和党は上下両院で多数党の座を維持した。共和党は長期的に多数党の座を維持するという観測が、少なからぬ数の専門家から出されていた。ところが、イラク占領統治の躓き等のため、2006年中間選挙で共和党は議会両院で少数党に転落した。さらに2008年9月に未曽有の規模の金融危機がアメリカで勃発し、同年11月の大統領選挙では民主党政権が復活した。初の黒人大統領バラク・オバマが当選し、民主党は上下両院で多数党の座を維持した。

しかし、民主党のもとでの統一政府は2年しかもたなかった。 2010年秋の中間選挙で共和党は下院で多数党に復帰した。民主 党は2012年の大統領選挙でホワイトハウスを維持したものの、 14年11月の中間選挙で敗北し、両院で少数党となった。

2016年の大統領選挙では、民主党内で最有力とみなされていたヒラリー・クリントン前国務長官がバーニー・サンダース上院議員相手に思わぬ苦戦を強いられ、共和党では政治経歴も軍歴もない経営者ドナルド・トランプが公認候補に指名され、本選挙でも勝利を収めた。共和党は10年ぶりに、ホワイトハウスと議会

上下両院を支配することになった。

2016年の大統領選挙では、二大政党の候補者2人ともが環太平洋パートナーシップ(TPP)反対を唱えるなど保護貿易主義的立場をとり、さらに共和党公認候補が第二次世界大戦後初めて、孤立主義的な傾向の強い態度を示した。これは、今後のアメリカ政治の方向性を示唆するものであろうか。

第3版では、おおよそオバマ政権末期までを視野に入れて改訂を施した。もとよりトランプ政権の行方について予測することはできないが、本書の大統領、議会、政党などに関する章を読んでいただければ、大統領としてどの程度のことができるのかについて、おおよその感覚はつかめるはずである。また選挙・政党についての章では、政治経験のない人物がどのような仕組みで党の大統領公認候補に指名されうるかについても、基本的な説明はなされているはずである。

なお、2014年に、新版まで共著者であった砂田一郎教授が逝去された。本書にとっても、また日本のアメリカ政治研究にとっても、まことに痛恨の極みである。心よりご冥福をお祈りしたい。そのため、新版まで砂田が担当していた第6章は久保、第10章は森脇、第11章は松岡が主として担当して、最近の経緯について加筆・修正を施した。

第3版がこれまで同様、アメリカ政治の基本的枠組みと同時に 最新の情勢まで理解することに資するのであれば、筆者一同望外 の喜びである。

2017年1月

執筆者を代表して **久保文明**

初版はしがき

本書は現代アメリカ政治についての教科書であり概説書である。 しかし、それなりの独自性も出すように努めた。

これまでのアメリカ政治の概説書には制度を重視したものから, 政治的・社会的争点を軸にしたものまで, さまざまなものが存在 する。そのなかにあって、本書は以下のような特徴をもつ。

アメリカという国の成り立ちそのもの、そして歴史的展開について解説した。

超大国アメリカという側面、そしてグローバリゼーションとの 関係についてふれた。

大統領制・連邦制といった基本的制度の解説を行いつつ, 同時 に, 思想, イデオロギー, 文化, 宗教, そしてマイノリティといった側面にも十分紙数を割いた。

外交だけでなく軍事・安全保障にも十分言及したほか、日米関係についてもふれた。

全体として、日本人が日本人の立場でアメリカ政治を学ぶさい に、まずどのような側面を理解することが重要であるかという点 を重視して構成した。

日本人がアメリカ政治を学ぶさいに陥りやすい傾向は、日本政治の類推で理解しようとすることであろう。たとえば私たちは、政治の中心は行政部であり、ホワイトハウスであり、また与党の派閥の指導者であると決めつけがちである。このような傾向は首都ワシントンで日夜アメリカ政治の動向を追っている日本人ジャーナリストにすらみられるような気がする。しかし、アメリカに

おいては、大統領の立法上の権限は大きな制約を受けているうえ に、議会がきわめて大きな役割を担っており、また権力は指導部 に集中せず、多くの議員および議員集団に分散している。

司法部が果たす役割の大きさ、人種問題の深刻さ、あるいは宗教的争点の重要性なども、おそらく日本人の通常の常識感覚を超えるものであろう。社会運動や利益団体がもつ影響力の大きさもその例であろうし、反政府的な政治的伝統と文化も、ただちには理解しがたいかもしれない。

本書では、こうした点についても、コラム、キーワード、ゼミナールなども用いながら、可能なかぎり分かりやすく解説することを心がけた。

アメリカ政治を学ぶさいのもう一つの障壁は、情報が氾濫しているために、多くの読者は、「もう十分知っている」と思い込んでいることにある。ことアメリカに関するかぎり、政治も含めて、日本人は一億総評論家になる傾向すら存在する。親米派も存在するが、多数の反米派あるいは「嫌米」派も存在するように思われる。少なくとも、白紙の状態でアメリカを学ぼうとする人が少ないことは確かであろう。しかし問題は、「知っている」という思い込みや決め付けと裏腹に、じつはアメリカ政治のきわめて基本的な事実や特徴すら知らずに、あるいは誤解して議論している人が非常に多いことである。アメリカの歴史的経緯もふまえ、その特徴を把握したうえで、批判的であろうとなかろうと、深い理解に立脚したアメリカ像をもつことは必ずしも容易でないように思われる。

アメリカ政治と題する講義は、日本では必ずしも多数開講されているわけではないようである。そもそも政治学は法学部の片隅

に身を寄せている場合が多いし、ヨーロッパ政治が教えられてい ても、アメリカ政治が教えられているとは限らない。また教えら れる場合でも、政治史・外交史の授業の場合が多く、現代のアメ リカ政治が正面から教えられる大学・学部は少ない。

このような学問の世界の現状はさておいて、現実世界において アメリカは日本にとって、政治・経済・文化などきわめて多くの 領域や次元において、依然としてとてつもなく重要な存在である。 いうまでもなく、日本はかつて、アメリカという国の本質を見誤 り、開戦に踏み切った苦い過去をもつが、現在は同盟関係にある。 本書をきっかけとして、たんに学問の対象としてだけでなく、目 本のあり方。あるいは日本の今後を考えるさいの重要な存在とし てのアメリカについても、一定の関心をもっていただければ著者 一同大きな喜びとするところである。

本書の完成にあたっては、当初より一貫して編集部の池 一氏 のお世話になった。池氏の熱意なしでは本書は生まれえなかった であろう。末筆ながら、心より感謝の意を表したい。

2006年9月

著 者 一 同

著者紹介 (五十音順)

久保 文明(くぼ ふみあき) 〔第1, 2, 5, 13章〕

東京大学法学部卒業, 法学博士 (東京大学)

現 職 東京大学大学院法学政治学研究科教授

主 著 『現代アメリカ政治と公共利益――環境保護をめぐる政治過程』東京大学出版会,1997年,『G.W.ブッシュ政権とアメリカの保守勢力――共和党の分析』(編著)日本国際問題研究所,2003年。

砂 田 一郎(すなだ いちろう) [第6.10.11章]

カリフォルニア大学バークレー校政治学大学院修了, MA 元学習院大学法学部教授 (2014 年逝去)

主 著 『オバマは何を変えるか』岩波新書,2009年,『現代アメリカのリベラリズム』有斐閣,2006年,『新版 現代アメリカ政治——20世紀後半の政治社会変動』芦書房,1999年。

松 岡 泰 (まつおか やすし) [第8, 9, 12章]

成蹊大学大学院法学研究科博士課程単位取得,法学博士(成蹊大学) 現 職 能本県立大学総合管理学部教授

主 著 『アメリカ政治とマイノリティ――公共権運動以降の黒人問題の変容』ミネルヴァ書房、2006年、『マイノリティが変えるアメリカ政治――多民族社会の現状と将来』(編著)NTT出版、2012年。

森脇 俊雅(もりわき としまさ) [第3,4,7章]

関西学院大学大学院法学研究科博士課程単位取得, 法学博士(関西学院大学)

現 職 関西学院大学名誉教授

主 著 『小選挙区制と区割り――制度と実態の国際比較』 芦書房, 1998 年, 『アメリカ女性議員の誕生――下院議員スローターさん の選挙と議員活動』ミネルヴァ書房, 2001 年。

INFORMATION

- ●本書の特徴 現代のアメリカ政治について、広い視野、さまざまな角度から明らかにします。日本人が日本人の立場でアメリカ政治を学ぶ際に重要な事項や側面を重視して、構成しました。
- ●本書の構成 本編は、4部構成です。第 I 部では、アメリカという国の歴史的展開、現在の超大国という側面、グローバリゼーションとの関係など、アメリカの政治を成り立たせている特徴を大づかみにします。第 II 部は、選挙、政党と利益団体、政策決定システムなど、政治を動かすダイナミズムを浮き彫りにします。第 II 部は、大統領制、議会、司法、地方自治と連邦制という統治の構造を解明します。第 IV 部は、思想・イデオロギー、文化・宗教、マイノリティ問題、軍事・安全保障と多様な側面から、政治上の争点と政策課題について迫りました。

また、本編を補完するコラム、キーワード解説、学習・研究の手がかりを提供する読書案内、ゼミナール、索引など、さまざまなツールを駆使して便を図りました。

- ●イントロダクション 各章の冒頭頁には、本文に導くリード文と図版を置き、章で扱うテーマの位置づけ、問題意識を示し、見取り図、イントロダクションとしました。
- ●コラム(**Columa**) アメリカ政治にまつわるトピックスを、章末に囲み記事として提供しました。
- ●キーワード 本文に関連する事実的な基礎知識の解説を、 脚注のかたちで、該当箇所下段に入れました。
- ●サマリー 各章ごとに、章末に要約を掲載しました。
- **●ゼミナール** 学習・研究のポイントを, 課題提起のかたちで示しています。
- **◎読書案内** さらに学習・研究する人のために、簡単な解説 付きで参考文献を載せています。
- ●参照文献一覧 著者が本書を執筆するにあたって参照した 文献を、巻末にまとめて掲載しました。
- ●素 引 検索の便を図るために、基本用語・事項と人名につき巻末に詳細な索引をつけ、人名には原綴を入れました。

アメリカ政治(第3版): 目 次

•●● 第Ⅰ部 マクロ的特徴 ●●・

第1章	アメリカの国家と国民	3
	建国・憲法・入村	直
1 建	国と憲法制定4	
	1776年7月4日 4 憲法制定過程 5 「人民の 同意」と「民主主義の過剰」の間 6	
2 P	メリカ合衆国憲法の基本原理7	
	連邦制と「明示された権限」 7 権力の分立 8 憲法修正条項について:権利の章典 10	
3 民	主主義の民主化	
	入植と新社会の建設 II ジャクソニアン・デモク ラシー I2 連邦官僚制の弱体 I4	
4 入	植と移民15	
	出身国の劇的な変化 15 普通選挙と移民社会 17 なぜアメリカには社会主義がないのか 18	
第2章	超大国アメリカとグローバリゼーション 2	3
1 経	済大国24	
	歴史的経緯 24 今日の経済と政治 26 アメリ	

カの「小さな政府」	28
-----------	----

2	通商大国31
	歴史的経緯 31 通商大国の政治的特徴 33 通 商大国の実際 35
3	軍事大国
4	文化大国40アメリカの輸出品としての文化40国内対立を反映して41

•●● 第Ⅱ部 アメリカ民主主義のダイナミズム ●●・

第3章	選	挙				49
1 7	. ,	選挙の特徴 多さ 50			低投票率	50
2 大	5 ¹ 分 制 53 統領選挙	権的制度 5	, , , , ,		有権者登録	54
	選挙戦 ーネット 59 2~	選挙運動 5	:・キャンペ・ :8 2000・ 60 200	ーン 5 2004年 8・201	の傾向 54 57 インタ E大統領選挙 2年大統領選	

3 議	会選挙60	6
	議会選挙の特徴 66 議会選挙の傾向 67	
4 投	:票行動6	8
	政党帰属意識 68 支持なし層の増大 69 パー	
	ソナル・ボート 69	
第4章	 政党と利益団体	75
	332 - 332	, .
1 =	大政党の展開	6
	アメリカ政党の起源 76 ニューディール連合 77	
	南部戦略と保守主義革命 78 第三政党の限界 79	
2 政	7党組織8	I
	アメリカの政党の特徴 81 マシーン政治 82	
	ボランティアの参加 82	
3 支	持なし層の増加8	3
	支持政党なし層 83 アメリカ政党の将来 84	
	トランプ現象 85	
4 利	益集団活動8	5
	利益集団活動の活発化 85 利益集団の種類 86	
	ロビイスト活動 87	
5 政	(治活動委員会(PAC)	8
	カネのかかる選挙と政治資金規制 88 PAC の増	
	加とスーパー PAC 89	
第5章	政策形成過程	95
1 社	· :会運動・政治運動と政治変動90	6

2 政策過程を動かするの 利益と政策案 99 利益集団の政策過程 99 イデオロギー 100 政策形成過程の類型論 102 正義の観念 104 3 官僚制とシンクタンク 105 官僚制の特質 106 4 メディアの特徴と役割 108 メディア戦略 110 政治をめぐる情報環境の変化 111 ・●● 第 III 部 統治構造 ●●・ 第 6章 大統領制 120 憲法上の大統領権限 120 国家元首としての象徴的役割 121 19世紀の弱い大統領と強い議会 122 2 現代大統領制の出現 121 19世紀の弱い大統領と強い議会 122		運動と保守の運動 97
政策形成過程の類型論 102 正義の観念 104 3 官僚制とシンクタンク 105 官僚制の特質 106 4 メディアの特徴と役割 108 メディア戦略 110 政治をめぐる情報環境の変化 111 ・・・ 第 III 部 統治構造 ・・・ 第 6章 大統領制 120 憲法上の大統領権限 120 国家元首としての象徴的役割 121 19世紀の弱い大統領と強い議会 122	2	政策過程を動かすもの――利益と政策案99
3 官僚制とシンクタンク 105 官僚制の特質 106 4 メディアの特徴と役割 108 メディア戦略 110 政治をめぐる情報環境の変化 111 - ● 第 III 部 統治構造 ● ● ● 第 6章 大統領制 120 憲法上の大統領権限 120 国家元首としての象徴的役割 121 19世紀の弱い大統領と強い議会 122		利益集団の政策過程 99 イデオロギー 100
政策専門家とシンクタンク 105 官僚制の特質 106 4 メディアの特徴と役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		政策形成過程の類型論 102 正義の観念 104
106 4 メディアの特徴と役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3	官僚制とシンクタンク105
アメリカ・メディアの特徴 108 メディア戦略 110 政治をめぐる情報環境の変化 111		
 110 政治をめぐる情報環境の変化 111 ・・● 第 III 部 統治構造 ●・・ 第 6 章 大統領制 115 1 権力分立制の中の大統領制 120 権力分立制の論理 120 憲法上の大統領権限 120 国家元首としての象徴的役割 121 19世紀の弱い大統領と強い議会 122 	4	メディアの特徴と役割108
・●● 第 III 部 統治構造 ●●・ 第 6章 大統領制		アメリカ・メディアの特徴 108 メディア戦略
第6章 大統領制 119 120 1 権力分立制の中の大統領制 120 権力分立制の論理 120 憲法上の大統領権限 120 国家元首としての象徴的役割 121 19世紀の弱い 大統領と強い議会 122		110 政治をめぐる情報環境の変化 111
権力分立制の論理 120 憲法上の大統領権限 120 国家元首としての象徴的役割 121 19世紀の弱い 大統領と強い議会 122	第6章	
国家元首としての象徴的役割 121 19世紀の弱い 大統領と強い議会 122		
大統領と強い議会 122	1	権力分立制の中の大統領制120
	1	
2 現代大統領制の出現124	1	権力分立制の論理 120 憲法上の大統領権限 120 国家元首としての象徴的役割 121 19世紀の弱い
	1	権力分立制の論理 120 憲法上の大統領権限 120 国家元首としての象徴的役割 121 19世紀の弱い
F.D.ローズヴェルトによる改革 124 国民の期待	-	権力分立制の論理 120 憲法上の大統領権限 120 国家元首としての象徴的役割 121 19世紀の弱い 大統領と強い議会 122
	-	権力分立制の論理 120 憲法上の大統領権限 120 国家元首としての象徴的役割 121 19世紀の弱い大統領と強い議会 122 現代大統領制の出現 124 F.D.ローズヴェルトによる改革 124 国民の期待
トハウス・オフィス 127 大統領の決定スタイル 128 大統領行政府 129	-	権力分立制の論理 120 憲法上の大統領権限 120 国家元首としての象徴的役割 121 19世紀の弱い大統領と強い議会 122 現代大統領制の出現 124 耳に 124 耳に 125 組織としての大統領制の発展 126 ホワイ

	3	見代大統領の権力とは何か	30
		大統領の立法リーダーシップ 130 大統領個人の	
		人格と能力 132 分割政府のもとの大統領職 132	
		大統領 - 議会関係 133	
	4	見代大統領制の変容13	34
		ポスト・モダン大統領制の出現か 134 9・11 テ	
		口事件と金融危機 136 危機と大統領制 137	
		イデオロギー的分極化の中の大統領 137	
笙	7 ₫	議会	143
713	, –	1134 2-1	-4)
	1	養会と大統領	14
		議会の仕組み 144 大統領と議会 146 委員会	
		制 148 議席配分 149 ゲリマンダー 149	
	2	養会指導部	j I
	_	議長 151 議会指導部 152 議員集団 153	
	3	養会改革	
	3	************************************	14
		守主義革命と共和党優位傾向 156 議員構成の変	
		化 156	
	4	7法過程15	8
		立法の流れ 158 フィリバスター 159 ログロ	
		ーリング 161	
		The and the standard	
第	8 =	司法の政治的役割	165
	,	1. 15. 4 司 4 1. 16. 4 4 1	
	I	វ 近な司法と地方自治16	00
		市民の日常生活に密着した州裁判所 166 メリー	

	ランド州の場合 166 裁判所の民主的な人事シス テム 167 裁判所と世論 168
2	連邦裁判所の政治的機能169
	違憲立法審査権 169 違憲立法審査権と連邦政府 170 違憲立法審査権と州・地方政府 172
3	司法の世界と政治の世界のダイナミクス174
	裁判闘争と政治運動 174 司法の独立と大統領の 政治任命 175
第9章	5 地方自治と連邦制 183
1	連邦制を構成している単位184
	連邦制と州 184 カウンティ 185 地方自治体 185
2	政府間関係187
	なぜ, 自治体〈政府〉なのか 187 自治体政府と 州政府との関係 189 州政府と連邦政府との関係 190
3	「財政調整なき国家」とは190
	州政府と地方政府にみられる財政的自立性 190 アメリカ社会の同質性と多元性 192 納税者の不 満 193
4	競争的共存が生み出す戦略的思考194
	人を呼び寄せ企業を誘致する戦略 194 招かれざ る者 195

● 第 IV 部 争点と政策 ● ●・

第10章 思想・イデオロギー

第 10	0 章	思想・イデオロギー	205
1		ベラル対保守――アメリカ的イデオロギー対立の2	
	2	司じ自由主義の右派と左派 206 改革的リベラリズムの登場 207 人種,文化上の争点とリベラリズム 209 リベラリズムの絶頂期と衰退の萌芽210	
2	現何	代の保守主義――その形成と発展2	12
		保守主義も自由主義に根をもつ 212 保守主義の再定義とゴールドウォーター運動 213 レーガンの登場と保守主義の体系化 215 道徳的価値と文化的保守主義 217	
3	劣	勢となったリベラリズムの対応2	19
		民主党内のリベラリズムを修正する動き 219 1990年代にリベラリズムは変わったか 221	
4	今	日のイデオロギー状況2	23
		二次元のイデオロギー地図 223 イデオロギー 状況の現状と展望 225 対立の拡大 227	
第1	1章	政治・文化・宗教	231
1	多	様性と続合──政治と文化との関係2	32
	I	自由主義的政治信条の共有 232 「政治文化」とそ	
	(の変容 234 「市民宗教」と統合 235 統合機	

能	な	生っ	た市民宗教	237
HF.	Œ	スつ	た田医示釈	23/

2	文化戦争のルーツとしての 1960 年代238
	文化戦争とは何か 238 今日の文化戦争の特徴
	239 1960年代「対抗文化」の出現 240 保守
	主義者たちの反撃 241 宗教右派の政治参加 242
3	文化戦争の激化した 1990 年代243
	「多文化主義」に対する保守派の批判 243 クリン
	トン弾劾と文化戦争 244
4	最高裁人事と文化戦争の今後245
	2004年大統領選挙の争点 245 最高裁の人事
	247 世俗化の進行と保守主義勢力の抵抗 248
	依然として残る文化対立の溝 249
第12	音 アメリカ政治トライノリティ
71 I Z	早 / メリル政治とマイノリティ 255
NJ 12	章 アメリカ政治とマイノリティ 255
	アメリカにおけるマイノリティ集団256
	アメリカにおけるマイノリティ集団256
1	アメリカにおけるマイノリティ集団 ······256 マイノリティの定義 256 マイノリティと移民
1	アメリカにおけるマイノリティ集団256 マイノリティの定義 256 マイノリティと移民 257 アメリカのあるべき姿とは 259
1	アメリカにおけるマイノリティ集団・・・・・256 マイノリティの定義 256 マイノリティと移民 257 アメリカのあるべき姿とは 259 マイノリティの政治運動・・・・・260
1	アメリカにおけるマイノリティ集団256マイノリティの定義 256 マイノリティと移民257 アメリカのあるべき姿とは 259マイノリティの政治運動260黒人またはアフリカ系アメリカ人 260 キューバ
2	アメリカにおけるマイノリティ集団256マイノリティの定義 256 マイノリティと移民257 アメリカのあるべき姿とは 259マイノリティの政治運動260黒人またはアフリカ系アメリカ人 260 キューバ系ヒスパニック 263 メキシコ系ヒスパニック
2	アメリカにおけるマイノリティ集団256マイノリティの定義 256 マイノリティと移民257 アメリカのあるべき姿とは 259マイノリティの政治運動260黒人またはアフリカ系アメリカ人 260 キューバ系ヒスパニック 263 メキシコ系ヒスパニック 264 ユダヤ系 265 アラブ・ムスリム 266
2	アメリカにおけるマイノリティ集団 256 マイノリティの定義 256 マイノリティと移民 257 アメリカのあるべき姿とは 259 マイノリティの政治運動 260 黒人またはアフリカ系アメリカ人 260 キューバ系ヒスパニック 系ヒスパニック 263 メキシコ系ヒスパニック 264 ユダヤ系 265 アラブ・ムスリム 266 マイノリティが直面する厳しい現実 267
2	アメリカにおけるマイノリティ集団256マイノリティの定義 256 マイノリティと移民257 アメリカのあるべき姿とは 259マイノリティの政治運動260黒人またはアフリカ系アメリカ人 260 キューバ系ヒスパニック 263 メキシコ系ヒスパニック 264 ユダヤ系 265 アラブ・ムスリム 266マイノリティが直面する厳しい現実267政府のマイノリティ対策 268 多数派から加えら

介入と孤立の間

1	伝統と変容280	
	弱小国家からの出発と孤立の伝統 280 ウィルソ ン主義とその遺産 280 冷戦とベトナム 282	
2	アメリカ外交の特徴と決定過程, および安全保障政策 283	
	特徴 283 外交政策の決定過程 285 軍事安全 保障政策の流れ 286	
3	対日政策と日米関係289	
	占領と安全保障条約締結 289 アメリカ側の見方	
	289 通商と安保 291 異質な国でありながら	
	292	
参照文	献一覧29	9
事項索	引 ······3c	5
人名索	g 31	2

★ Key Word———

合衆国憲法をめぐる論争 6 権利の章典 10 ジャクソニアン・デモクラシー 13 「入植」と「移民」 16 1965 年移民法改正 17 成長を続けるアメリカ経済 27 貧富の格差の国際比較 29 貿易摩擦:米日と米中 32 アメリカ軍と政治の関係 39 文化的帝国主義 41 鉄の三角形 100 争点ネットワーク 101 政治任用職とキャリア官僚 107 C-SPAN 110 副大統領の役割 129 偉大な大統領のランキング 131 州の裁判官になるには 167 判決名 173 夜警国家 197 社会主義の不在 206 ロールズの『正義論』 211 マッカーシズム 214 リベラル・タカ派 225 コンフォーミティ 232 スクール・バウチャー 244 シビル・ユニオン 246 常備軍への警戒感 281 アメリカと国連 284 テロと先制攻撃論 288 日米安全保障条約のわかりにくさ 290 日米貿易摩擦 291

Colu	mu一覧 サナナナナナナナナナナナナナナナ
1	マシーンとボス22
2	アメリカの政府 (日本との比較)46
3	大統領候補者テレビ討論73
4	「ハードマネー」と「ソフトマネー」94
(5)	公共利益団体の存在115
6	戦時大統領制 ······142
7	議員とスタッフ164
8	司法部の権力についてr8o
9	各種政府の財政危機への対応200
10	新保守主義者 (ネオ・コンサーバティブ)230
(11)	「赤い」諸州と「青い」諸州253
12	経済のグローバル化とトランプ政権の誕生277
(13)	ウィルソン主義と新保守主義者297

1

1776年7月4日

1776年7月4日はいうまでもなく「ア メリカ」の「独立宣言」が発せられた日

である。しかし、これは必ずしも正確な表現ではない。そもそも「アメリカ植民地」なるものは公式には存在せず、13の植民地が別個に存在していたにすぎない。したがって、その日に起こったことは、13個の植民地の独立がなされ、それがまとめて宣言されたことであった。

これが含意することは重大である。この独立によって、13の独立国家が、すなわち13の主権国家が生まれたことになるからである。

たしかにイギリスとの戦争を遂行するために、13「植民地」いや独立国家(独立宣言後は「邦」と訳される)は緊密な協力体制を築かざるをえなかった。まさにその目的で「連合規約」が作成された。しかし、連合規約はあくまで、各邦がその主権・自由・および独立を保持したままの組織であり、最高決定機関である連合議会にしても各邦に対して強制力をもたず、課税権も与えられていなかった。

独立後、多くの邦では不安定な政治状況が続いていた。各邦は 三権分立の共和政体を整えたが、それはイギリス国王の圧制に苦 しめられた経験から、行政部の権限を制限した立法部優位の統治 構造となった。多くの邦の立法部では多額の負債を抱えた小農民 を中心とした債務者層が多数派を形成し、紙幣増刷や借金返済猶

∡ 第Ⅰ部 マクロ的特徴

予を求める政策を実現し始めた。しかしこれらの措置は、経済の 安定を求める人々、とりわけ債権者層に衝撃を与えた。それゆえ に彼らの中から、新しい統治構造を模索する人々が登場し始めた。 それは何より、立法部の権限を抑制するものでなければならなか った。しかし、各邦単位の対応でそれは可能であろうか。ここで 生に対 俎上に上ったのが、13の邦の上に主権をもつまったく新しい統 一国家を樹立することであった。こうして、1787年夏、フィラ デルフィアにて憲法制定会議が召集された。

憲法制定過程

会議では連合規約の改正でなく、一挙に まったく新しい提案。すなわち新しい政 府の樹立が提案された。それが憲法案であった。しかし激しい利 害対立のために、合意を成立させるのは決して容易でなかった。

まず人口の多い邦と少ない邦が対立した。それは新しくできる 決定機関 = 連邦議会の構成をめぐってであった。大きな邦は人口 比例を求め、小さな邦は各邦対等を主張した。そこで、二院制と し、上院では各邦対等(2名ずつ)、下院では人口比例とすること で妥協が成立した。

次に対立したのは、黒人奴隷をめぐる問題であった。といって も、奴隷制の是非を直接争ったわけではない。上で述べたように 下院議員の配分は人口比例となったわけであるが、南部の場合。 黒人を人口に含めないと、「人口」は約30%少なくなってしまう (当時13邦に存在した黒人奴隷の90%は南部5邦に居住していた)。 各邦から2名ずつ送られる上院では、10名対16名で南部が少数 派となる。下院でも、もし黒人が人口に算入されないと、南部は さらに少数派となる。そこで、南部は黒人を「人口」に含めるこ とを要求した。むろん、黒人は「奴隷」であるから選挙権も被選

挙権も与えられない。南部の白人は、ただ、黒人の分も人口に含 めさせ、少しでも多くの下院の議席を南部に配分させようとした のである。当然、北部は反対した。しかし、北部からすると、妥 協が成立せず南部が連邦に加入しない事態も避けたかった。そこ でできあがった妥協案が、いわゆる「5分の3条項」と呼ばれる ものである。これは、黒人人口を白人の「5分の3」と計算する という条項であった(この条項は1868年成立の合衆国憲法修正第 14条によって廃止された)。

「人民の同意」と「民 主主義の過剰しの間

最後にふれる必要があるのが、当時の保 守派と急進派の妥協についてである。新 しい統一国家を作るイニシアティブをと

ったのが、急進派ではなく保守派であったことは否定できない。

彼らは「民主主義の行き過ぎ」に反発し、「多数派の専制」を 恐れた。ただ、同時代のヨーロッパと違い、保守派といっても彼 らは王制復古論者ではなかった。新しい国家が共和制であること は彼らも当然の前提としていたし、それは人民の同意に依拠した

当時、憲法案に対する反対論は容易に氷解しなかった。憲法制定派のハ ミルトンやマディソンらは当時の新聞に論説を連載し、新政府が危険でな いことと数々の利点をもたらすことをアメリカ人に説得しようとした。と くにマディソンは、大きな共和国になることの利点を強調した。彼が力説 したのは、広大な共和国になれば、急進派農民のような特定の利益集団は、 アメリカ合衆国全土において圧倒的な多数派となることは困難となり. 「多数派の専制」は防げるという点であった。

大きな共和国にせよ(それまでの歴史上の例としては失敗例としてのロ ーマ共和政があるのみ)、連邦制にせよ、壮大な歴史的実験であった。

多くの反対が存在したものの、1788年6月に9つの邦が憲法案を批准 し、アメリカ合衆国の誕生が確定した。それは(1871年の統一ドイツの ような) 軍事力による制圧ではなく、あくまで議論と説得を通しての新国 家成立であった。

第1部 マクロ的特徴

政府でなければならないことにも同意していた。

何より、憲法制定会議で決定されたのは、憲法そのものではなく憲法「案」であった。憲法制定者たちは、新生国家に人民の同意を与える必要について合意していた。そこで各邦ごとに人民の代表が賛否を決定し、13の邦のうち9邦が賛成した時点で、アメリカ合衆国は発足することとされたのである。

当時、苦労してようやくイギリスから独立を達成したのに、なぜ再び屋上屋を重ねるがごとく邦の上に政府を作る必要があるのかと、疑う声がきわめて強かった。要するに、批准されるかどうか、必ずしも楽観できなかったのである。したがって、憲法制定者たちは少しでも批准されやすいよう、憲法案に最大限の工夫を凝らす必要があった。これが、まさに保守派が急進派に対して行った妥協である。

この結果、憲法案で描かれたアメリカ合衆国政府(連邦政府)は、きわめて限定された権限のみを行使するものとされ、ほとんどの権限は既存の邦政府ないし人民に留保されること(連邦制)、また合衆国政府が専制的になることを防ぐために、新政府の権限を厳格に司法・立法・行政の3部門に分けることなどが規定されたのである。

2 アメリカ合衆国憲法の基本原理

連邦制と「明示された権限」

アメリカ合衆国憲法にはいくつかの独自 の特徴が存在する。

第1は連邦制である。今日、ロシアな

ど連邦制の国は他にも存在するが、アメリカの連邦制は最も徹底 した形態をとっている。国の基本法(憲法)で連邦政府の権限を 軍事・外交などに厳しく限定しており、その他の権限は州政府ま たは人民に留保される。その結果、民法・刑法・商法・選挙法な どの制定は州政府の権限となり、州ごとに多様な制度ができあが ることになった。

第2は、「明示された権限」という原則である。これは、連邦政府は合衆国憲法において、これができると明示的に許可されたことのみを行う権限をもつ、と考える原則である。具体的には第1条第8節において、連邦議会の権限として、1項から18項まで列挙してある。たとえば、国債の支払、共同の防衛、租税等の賦課徴収、関税、通商、帰化、貨幣鋳造、特許、郵便、戦争、軍隊などである。このようにわざわざ列挙したのは、ここに記された事項に連邦政府の権限を限定するためであった。アメリカ合衆国政府が、ヨーロッパの絶対主義における政府観ときわめて異なる政府観に立脚していたことは明らかであろう。

権力の分立

第3は、権力の分立である。まず州政府 との関係で連邦政府の権限を厳しく限定

したうえで、それをさらに、司法・立法・行政に分割して専制を 防ぎ、州や人民の脅威にならないようにしている。しかもアメリ カでの権力分立は、議院内閣制の日本やイギリスよりもはるかに 徹底した分立制となっている。

憲法制定者はイギリスの混合政体(国王, 貴族, 平民の見解と利益がそれぞれ行政権, 貴族院, 庶民院に代表され, 相互に抑制される)を参考にしつつ, 身分制なきアメリカの共和政体のもとで, さまざまの工夫を凝らしている。大統領は国民が選出した大統領

選挙人(社会的エリートであることが予想された)が選出し、上院 議員は州議会が、下院議員は一般国民が、そして裁判官は大統領 の指名と上院の同意というかたちで、選出基盤をすべて異なるも のにしている(ただし上院議員は1913年から直接選挙となった)。

そもそも各邦の立法部の独走を抑制する制度を創設することが 重要な目的の一つであったため、連邦政府においても立法部に対 する抑制装置を置くことには多くの注意が払われた。大統領を議 院内閣制のように立法部による選出とせず、議会から独立した国 民的基盤を与えたのはその一つの現れであった。次に述べる拒否 権もその例である。そして、行政権は大統領に与えられた。

他方で、立法権は議会に与えられた。この意味も、議院内閣制と比べると非常に厳密である。すなわち、大統領・内閣・行政部には法案提出権がない。予算も同様である。これらすべてについて、提案できるのは議員のみである。立法との関係で大統領に与えられている権限は、議会に対して教書を送る(読む)こと、そして議会が可決した法案に対して拒否権を発動できること、の2つに限定されている。ただし、議会は3分の2の特別多数で可決することで拒否権をくつがえすことができる。

議員は行政部の職に就くことはできない。議員と閣僚の兼任も できない。

議会上院には、政府高官と裁判官について同意を与える権限が付与され、条約については3分の2の特別多数で批准する権限をもつ。議会にはさらに大統領と裁判官に対する弾劾裁判を行う権限が与えられ、有罪判決によって解職とすることができる。また予算や法律、国政調査権の発動などによって、行政部を監督することもできる。

司法権は連邦裁判所に帰属する。三権分立の観点から最も重要なのは、違憲立法審査権である。これは法律に対して違憲判決を下す権限である。ただし、行政府に対して命令することもでき、また州の立法に対して行使されることもある。裁判官は大統領の指名と上院の同意によって任命される。任期は終身であり、日本のような定年制はない。

憲法修正条項について:権利の章典

このようにさまざまな専制政治への防御 を組み込んだ憲法案であったが、それで も反対論は依然強力であった。その理由

の一部は、憲法案にいわゆる「権利の章典」(人権保障規定)が欠如しているためであった。いくつかの州は「権利の章典」を付け加えることを条件に批准した。結局、理屈より数の力で「権利の章典」は付け加えられることになった。

これ以外の修正では、奴隷制の廃止(修正第13条, 1865年)、 平等条項(修正第14条, 1868年)、禁酒(修正第18条, 1919年, 1933年に廃止)、女性参政権(修正第19条, 1920年)などが重要である。

ちなみに修正の方法は、連邦議会両議院の3分の2の多数、あるいは3分の2の州の州議会からの請求があり、それが4分の3

合衆国憲法の批准成立は 1788 年であるが、修正第 1 条から第 10 条までが「権利の章典」として加わった。1791 年にすべて確定している。

具体的には、修正第1条において国教樹立の禁止、信教・言論・出版の自由、集会と請願の権利、第2条で民兵制度と武器携帯の権利が規定されている。具体的な規定ではないが、修正第10条は重要である。「本憲法によって合衆国に委任されず、また各州に対して禁止されなかった権限は、各州それぞれにまたは人民に留保(reserve)される」。簡単明快な文章によって、アメリカ合衆国憲法の特徴を自ら述べているのである。

の州によって承認されたとき、憲法修正として成立する。他に例をみないほど厳格な修正規定であるが、これまで24の修正が行われてきた。ただし、男女平等修正案(ERA: Equal Rights Amendment)のように、大きな注目と支持を集めながら、4分の3の州の賛成までわずかに足りず、不成立となった例もある(1982年に不成立確定)。

3 民主主義の民主化

入植と新社会の建設

植民地時代のアメリカには、長子相続制 など封建的諸制度も残存していた。しか

し、既成の封建的秩序が存在しない空間において、ヨーロッパと 異なる現象が展開したことも確かである。フランスからの移住者 クレヴクールは、ヨーロッパにいたときは欠乏と飢餓と戦争とに 苛まれていたが、北アメリカに「移植」されたおかげで、かつ ては「貧民」でしかなかった者が、ここでは「市民」の地位を占 めている、と述べている。

重要な点は、イギリス人らが入植した時点で、北アメリカ大陸には既成の封建主義ないし絶対主義的秩序が存在しなかったことである。また入植も、イギリス国王の命令によるものではなく、むしろそれに反逆した個人主義的・近代的な人々によって行われた。

アメリカに来たイギリス人らは先住民への搾取ではなく,入植を目的としていた(中南米に入ったスペイン・ポルトガルとの違い)。 彼らは自分たちの価値観に沿って新しい社会を作ろうとした。国

● 事項索引 ●

アルファベット

CEA →経済諮問委員会 C-SPAN 110

CTBT →包括的核実験禁止条約

DHS →国土安全保障省

ERA →男女平等修正案

FECA →連邦選挙運動法

GATT →関税及び貿易に関する一般 協定

ICC →国際刑事裁判所

IMF →国際通貨基金

INF →中距離核戦力(全廃条約)

NAFTA →北米自由貿易協定

NATO →北大西洋条約機構

NEC →国家経済会議

NIEO →新国際経済秩序

NRA →全米ライフル協会

NSC →国家安全保障会議

OMB →行政管理予算局

PAC →政治活動委員会

SALT →戦略兵器制限交渉

SDI →戦略防衛構想

START →戦略核兵器削減条約

TPP →環太平洋パートナーシップ

TVA →テネシー渓谷開発公社

USTR →合衆国通商代表部

WASP →ワスプ

あ行

愛国法 268 アイデンティティ・ポリティクス 260

アファーマティブ・アクション →積極 的差別是正措置 アフリカ系アメリカ人 (黒人) 168, 172, 173, 175, 209, 259-261, 267-271 アーミテージ・レポート 292 「アメリカ家族計画」 42 アメリカ企業公共政策研究所 106 『アメリカ自由主義の伝統』 233 アメリカ的生活様式 259 「アメリカとの契約 | 68.79.155 アメリカニズム 232 アメリカン・ドリーム 28 委員会 148, 154, 155, 159 — スタッフ 164 ——政治 148 違憲立法審査権 10, 170, 172, 180 「偉大な社会 | 改革 210 移民 16, 17, 22, 29, 256, 257, 268 アジア系―― 17.259.269 アラブ系―― 266, 269 キューバ系―― 263 メキシコ系―― 260,264 ユダヤ系―― 15.257.265.266 移民法 16,259 ——改正 17, 256, 257 イラク戦争 43,60,62,68,136,142, 245, 284, 297 インターネット選挙運動 58 院内幹事 152.153 院内総務 152 ヴァーナム対ブライアン事件判決 169 ウィルソン主義 281,297 ウォーターゲート事件 83,109,155,

235

ウォール街占拠運動 227 ウォーレン・コート 172 大型減税 102, 216, 218, 222 大きな政府 230 沖縄米軍基地 289 オバーゲフェル判決 173, 249 オバマケア 138 オフショアリング 277 オールド・ライト 213-215, 217

か 行

改革党 79 下院 144, 149, 159 カウンティ 166, 167, 185, 186, 188, 192, 194 ——政府 185 革新主義 13.96.207 —運動 96 核のない世界 288 課税権 188, 189 合衆国銀行特許法 123 合衆国憲法 6.7.10.52.120.190.212. 236 合衆国诵商代表部(USTR) 130 家庭裁判所 167 カトリック 15.16.236.241 環境防衛基金 98 環境保護運動 25.97.240 環境保護政策 26,105 環境保護団体 87, 105, 108, 115 環境保護法 104.175 関税及び貿易に関する一般協定(GATT) 32 環太平洋パートナーシップ (TPP) 34 官僚制 13, 14, 106, 107 議員スタッフ 164 議員総会 153

議会 →連邦議会 ——改革 154.155 ---指導部 152, 153 ——選挙 66.67.70 機会の平等 230 議事運営委員会 148.154 規制緩和 102, 216, 218 北大西洋条約機構 (NATO) キャリア官僚 106,107,285 9・11 テロ事件 38, 59, 136, 142, 245, 269, 282, 288, 292 行政管理予算局(OMB) 130 行政部 4, 9, 14, 15, 46, 100, 106, 172, 187, 286 共同体主義(者) 220 京都議定書 26.284 共和主義思想 230 共和政 4.6.39.281 共和党 25, 27, 31, 33, 34, 38-40, 62, 64, 77-80, 84, 99, 101, 115, 132, 151, 152, 155, 176, 190, 209, 214, 216, 217, 219, 224, 226, 230, 239, 241, 248, 263, 297 ——保守派 222, 241, 244 キリスト教右派 →宗教右派 キリスト教原理主義 217 キリスト教保守派 →宗教右派 キリストのための学生十字軍 41 禁酒法 239 緊張緩和 (デタント) 外交 282 クリスチャン・コアリション 242 グローバリゼーション 34,43 グローバル・パワー 285, 292 郡 →カウンティ 軍事委員会 149 軍事大国 282, 283, 292 軍事費 36.38 経済諮問委員会(CEA) 130 経済的帝国主義 27.28 結果の平等 230 ケーブルテレビ 109

議員連盟 153

議院内閣制 8

ゲリマンダー 150.172 現代リベラリズム 210.211.221 憲法案 5-7.10 憲法修正条項 10 憲法制定会議 5.7 権利の章典 10 権力の分立 8 公共善 220, 222 公共利益団体 115 公民権運動 53,96,97,175,240,259 公民権法 25, 96, 97, 132, 172, 174, 190, 209, 210, 261, 265, 268 コーカス 153 顧客政治 103 国益中心主義 282,283 国際刑事裁判所 (ICC) 284 国際通貨基金 (IMF) 32.42 国際的宗教自由法 284 国際連合 281, 284, 297 国際連盟 281, 284, 297 黒人 →アフリカ系アメリカ人 黒人差別 52, 104, 261, 271 国土安全保障省(DHS) 288 国民皆保険 220 個人献金 88 国家安全保障会議(NSC) 130 国家経済会議(NEC) 130 国家元首 121-123.131 国家性の欠如した国家 15 固定資産税 188 5分の3条項 6 コミュニタリアン →共同体主義(者) コモンコーズ 115 孤立主義 280.281.283

さ 行

財政赤字 216, 220 財政均衡主義 201, 217 歳入委員会 149

コンフォーミティ 232

裁判所 州 — 166-168 巡回—— 166 地区—— 167 『ザ・フェデラリスト』 76 サブプライムローン問題 62.200 サプライサイド理論 216 サラダボウル社会 259 三権分立制度 175.180 三振法 195 シエラクラブ 42,87,108 支持なし層 69.83 シティ・マネージャー 187 シニオリティ・ルール 148, 154, 155 シビル・ユニオン 246 司法積極主義 180 司法部 15, 172, 175, 180 市民運動 240 市民宗教 236 使命感外交 281,283 社会主義 18, 19, 28, 101, 206, 207 社会的争点 102 社会民主主義 19.31.208 ジャクソニアン・デモクラシー 13 州議会 184 宗教右派 99.114.217.224.230.242. 245-247, 249 宗教保守勢力 284 自由主義 206, 207, 212, 213, 232-235 州政府 184, 185, 189, 191 集団的自衛権 276 自由貿易(主義) 32-34, 36, 42, 285 自由貿易協定 33.34 自由貿易政策 220 自由放任主義 25.216 準地方自治体 186 小委員会 155, 159 上院 144, 149, 161 ----議長代理 151 小選挙区制 50

ショウ対レノ判決 150

常備軍 281 消費者保護運動 97,100,175,240 消費者保護団体 87.115 消費者保護法 104 条約批准(同意)権 145.285 女性解放運動 240 女性参政権 10.14.52 女性の政界進出 157 新移民 16.257 進化論教育 100 信教の自由 236 シンクタンク 38, 105-107, 110, 286 シングル・イッシュー・ポリティクス 175 人権外交 283 人工妊娠中絶 42, 98, 100, 102, 115, 173, 220, 241, 243, 247, 249, 284 ---の禁止 230 ――の権利 238.241 ——反対運動 217.241 新国際経済秩序(NIEO) 27 人事同意権(大統領指名人事の承認権) 144, 146, 151 人種差別 104.209 人種的ゲリマンダー 150 人種のるつぼ 259 人種分離法 173,200 新保守主義(ネオ・コンサーバティ ブ) 242 一者 218, 225, 230, 297 新連邦主義 170,190 スクール・バウチャー 243,244 スタグフレーション 215 『正義論』 210 政治活動委員会(PAC) 89 政治資金規制 89,94 政治任用職 106-108, 285 政治のインフラストラクチャー 110 政治文化 234.235 製造物責任法 175 政党 13. 19. 68. 69. 76. 79. 81-85. 94.

151, 168 政党帰属意識 69 政党と裁判所の国家 15 政府間関係 184,187 世界銀行 42 世界貿易機構 (WTO) 42 世俗化 235.237 積極的差別是正措置(アファーマティ ブ・アクション) 98,230,262 選挙運動委員会 153 選挙区割り 149 選挙権 52.53 戦時大統領制 136.142 戦争権限法 134 全米ライフル協会 (NRA) 87,189 全米歴史教育基準 243 戦略核兵器削減条約(START) 39 新—— 288 戦略兵器制限交渉(SALT) 287 戦略防衛構想 (SDI) 287 相互確証破壊理論 287 創造的連邦主義 190 争点ネットワーク 101.100 祖父条項 52 ソフトパワー 43 ソフトマネー 89.94

た行

第一次世界大戦 280, 287 大気清浄法 104 対抗文化 209, 210, 217, 230, 240, 244 大統領行政府 126, 127, 129, 130 大統領行政補佐官 127 大統領挺否権 121, 123, 134, 159 大統領首席補佐官 127, 128 大統領職 120-122, 125, 127, 131, 133 大統領制 120, 146 現代— 125, 126, 130, 134, 135, 136

ポスト・モダン―― 134.136 | 特別検察官制度 134 大統領選挙 13,50,51,54,55,58,69, 79.94 大統領選挙人 8, 13, 14, 54, 55, 120 大統領弾劾制度 147 「大統領の犯罪 | 155 大統領補佐官 126 第二次世界大戦 281.282.287 タウンシップ 186 多国籍企業 41-43 多数派の政治 103 多文化主義 241.243.259 タマニーホール 22 単一争点運動 101 男女平等修正案(ERA) 11 単独行動主義 284 小さな政府 27.28.170.190.193.214. 215, 218, 219, 223, 226, 233 地方自治体 167. 185-187. 189. 193. 194, 197 地方政府 31, 184, 186, 187, 191 茶会 (ティーパーティ) 運動 64,68, 69, 79, 227 中間選挙 50.51 中距離核戦力(INF)全廃条約 39 中絶 →人工妊娠中絶 調査報道 109 通商ならびに競争力に関する包括法 → 包括的通商法 通商問題 284 帝王的大統領 133 ディロンの法則 185 鉄の三角形 99,100,103 テネシー渓谷開発公社 (TVA) 46 テレビ・キャンペーン 57.58.70.88. 110 同時多発テロ → 9·11 テロ事件 同性愛者の権利 100, 102, 220, 243 同性婚 97.245.247.249 党全国委員会 81

投票権法 97

独立宣言 4 ドッド・フランク法 139 ドメスティック・パートナーシップ制度 246 奴隷解放宣言 52 奴隷制 5.10.52.77.261

な行

ナイ・イニシアティブ 291 『ナショナル・レヴュー』 214 南北戦争 14.16.77.86 二院制 5 二元代表制 146 日米安全保障共同宣言 291 日米安全保障条約 37, 289, 290, 294 入植 11.16 ニューディール(改革) 46.77.78. 124, 126, 128, 208, 212, 222 ニューディール政策 97 ニューディール立法 170 ニューディール連合 77.78 ニューデモクラット 34. 138 ニュー・パブリック・マネジメント (NPM) 192 ニュー・ポリティクス 98,240 ニュー・ライト 21.217 ネイティブ・アメリカン 15.258.262 ネオ・コンサーバティブ →新保守主義 ネガティブ・キャンペーン 57 納税者の反乱 215

は 行

胚性幹細胞研究 243 パウエル・ドクトリン 39 パーソナル・ボート 69 ハードマネー 94 反共主義 213 反テロリズム法 267.268

ヒスパニック (ラティーノ) 17.53. | ヘリテージ財団 106 243, 257, 259, 261, 263, 264, 270 貧困対策 25.26 「貧困との戦い 25 貧富の格差 28 フィリバスター 161 封じ込め政策 281 フェデラリスト党 76 フェミニスト運動 241 [フォーカス・オン・ザ・ファミリー] 41 福音主義 41 福祉国家 25.206 副大統領 151 「2つのアメリカ」 60,62 普诵選挙 12.17 ブッシュ・ドクトリン 288 ブラウン対トピカ教育委員会事件判決 173, 174 プラハ演説 63 フリーライダー 104.115 ブルッキングス研究所 106 ブレトンウッズ体制 32.285 プロチョイス派 242.244 プロテスタント 16.62.235.237.241. 256 プロライフ派 242 フロンティア社会 12 文化革命 240 文化戦争 181. 238. 239. 241. 242. 245. 249 分割政府 134, 145, 159, 176 文化的帝国主義 0.41 分極化 138 「分断されたアメリカ | 60 文民統制 39 米中ビジネス評議会 35 ヘイト・クライム 267, 268, 270 ベトナム系アメリカ人 263 ベトナム戦争 26,39,58,78,109,133, 142, 209, 225, 235, 240, 282, 297

貿易摩擦 32.33 日米--- 291 包括的核実験禁止条約(CTBT) 284 包括的诵商法 33.291 北米自由貿易協定(NAFTA) 33.34 保護主義 31-33.35 保守主義 67, 212-218, 223, 226, 230 道徳的—— 218 文化的—— 217, 238, 241, 247 保守主義革命 67,78,155 保守的機会の会 78.153 保守派 96, 98, 101, 109, 111, 206-209, 212, 216, 237, 241, 243, 244, 284 文化的—— 243, 246, 248 ボス 18. 22. 82 ポピュリスト 224 ポピュリズム 207.230 右翼--- 207 左翼—— 207 ボランティア 83 ホワイトハウス・オフィス 126,127

ま行

マイノリティ 53.61.151.156.266-269, 272 マイノリティ多数派選挙区 →マジョリ ティ・マイノリティ選挙区 マケイン=ファインゴールド法 89. 94 マジョリティ・マイノリティ選挙区 151, 157, 172 マシーン 18.22.82 マッカーシズム 213.214 マネー・コミッティ 148, 155 ミサイル防衛 288 緑の党 79.86 民主党 15. 19. 22. 25. 27. 31. 33. 34. 39. 55, 60, 62, 64, 67, 77-80, 84, 98, 101, 102, 115, 128, 172, 176, 209, 211, 220,

221, 224, 226, 239, 264, 266, 297 民主党指導者評議会(DLC) 220 ムスリム 266, 268, 269 メイフラワー誓約 12 モラル・マジョリティ 242 モンロー宣言 280

や行

夜警都市 197 有権者登録 53,81 ユダヤ教 16,62,236 要扶養児童家庭への生活支援(AFDC) 26 予算教書 146 予備選挙 13,55,69,82,96

ら 行

ラティーノ →ヒスパニック 利益集団 6.85.86.89.99.148 利益団体 87, 154, 174, 286 利益団体政治 103 理想主義外交 281 立法権 120.134.146.151.159.189 立法部 4.5.9.12.187 リバタリアニズム 206 リバタリアン 223 リパブリカン党 76 リベラリズム 67, 206, 208, 214, 219, 221, 225, 226 偉大な社会--- 210 改革的—— 208, 210 権利基盤の一 - 210, 240 古典的—— 208 社会文化的—— 222 ニューディール・-- 210, 240 文化的—— 217, 240 リベラル政策綱領 221 リベラル・タカ派 225

リベラル派 34,101,110,111,206,

210-212, 215, 218-222, 225, 226, 230, 237, 243 経済的--- 209 ネオ・-- 219,220 文化的—— 209.238 両院協議会 159 猟官制 13.14.82 冷戦 281, 282, 287, 291, 293 レーガノミックス 216 レーガン主義 (レーガニズム) 218. 219 レーガン・デモクラット 78 レーガン連合 217 レファレンダム 13.96 レンキスト・コート 247 連邦議会 5, 8, 122-125, 130, 132, 135, 136, 144, 146, 158, 285 ---議長 151 連邦最高裁判所 15.172.175.177.217. 241, 244, 248, 249 —— 判事 248 連邦裁判所 10, 166, 169, 170, 172, 174, 180 ——裁判官 168, 175 連邦制 6.7.81.184.185 連邦政府 8.14 連邦選挙運動法 (FECA) 89,94 労働組合 19.20.27.28.33.35 ログローリング 161 ロー対ウェイド事件判決 173.175. 241, 244, 247 ロビイスト 38,87,88,148 ロビー (ロビイスト) 活動 87.174. 266 わ行

ワシントン海軍軍縮条約 39 ワスプ(WASP) 14, 16, 236, 256, 257 湾岸戦争 269, 282

● 人名索引 ●

アイゼンハワー (Dwight D. Eisenhower) 78, 127, 128, 132, 148, 177, 214 アダムス (Sherman Adams) アダムス (John Adams) アダムズ (John Quincy Adams) アーモンド (Gabriel A. Almond) 234 アリート (Samuel A. Alito, Jr.) 248 ヴァーバ (Sidney Verva) ウィルソン (Woodrow Wilson) 124. 131, 280, 281, 297 ウィルソン (James Q. Wilson) 102 ウォーレン (Earl Warren) 172, 176 オコーナー (Sandra D. O'Connor) 248 オバマ (Barack H. Obama, Jr.) 58, 62-65, 83, 88, 137-139, 146, 148,

153, 155, 177, 226, 227, 248-250, 253,

262, 267, 271, 272, 283, 288

力 行

ア行

カストロ (Fidel Castro) 263	
カーター (Jimmy Carter) 12	8, 138,
217, 283	
キッシンジャー (Henry Kissinge	r)
129, 282	
キャノン (Joseph G. Cannon)	151
キング (Martin Luther King, Jr.)	
97, 175	
ギングリッチ(Newt Gingrich)	67,
78, 79, 151, 152, 154, 155, 164	

クリントン,B. (William J. Clinto	on)
27, 32, 39, 67, 79, 129, 135, 13	6, 138,
147, 220-222, 244, 245, 268, 29	1
クリントン,H. (Hillary R. Clinto	n)
35, 54, 62, 65, 66, 245, 273	
クルーズ(Rafael E. Cruz) 65	
クレヴクール(Michel de Crèvec	œur)
11	
ケーガン(Elena Kagan) 248	
ゲッパート (Richard Gephardt)	152
ケネディ (John F. Kennedy)	73, 78
127, 128, 131, 132, 138, 297	
ケリー (John Forbes Kerry)	58, 60
245	
ゴア (Al Gore) 58-60, 73, 8	0, 129,
253	
ゴールドウォーター (Barry Gold-	water)
214, 215, 217	

サ行

サーモンド (Strom Thurmond) 161 サンダース (Bernard Sanders) 65. 85 ジェファーソン (Thomas Jefferson) 76, 131 ジャクソン (Andrew Jackson) 13. 14, 77, 123, 131 シュワルツェネェガー (Arnold A. Schwarzenegger) 200 ジョーンズ (Charles O. Johns) 134 ジョンソン (Lyndon B. Johnson) 78. 127. 131-133. 138. 142. 210. 214. 282 スカリア (Antonin G. Scalia) 248

スコロウネク (Stephen Skorownek) 15 スーター (David H. Souter) 248 ソトマイヨール (Sonia Sotomayor) 176, 248 ゾンバルト (Werner Sombart) 18 タ 行

チェイニー (Richard B. Cheney) 129 ディレイ (Tom Delay) ディーン (Howard Brush Dean III) 58 デューイ (John Dewey) 208 トクヴィル (Alexis de Tocqueville) 236 ドブソン (James Dobson) 41 トーマス (Clarence Thomas) 157 トランプ (Donald J. Trump) 35, 54, 65, 66, 68, 85, 112, 272, 273, 289 トルーマン (Harry S. Truman) 78. 131, 138, 213, 297

ナ行

ニクソン(Richard M. Nixon) 73, 78, 84, 128, 155, 211, 282, 287 ニュースタッド(Richard E. Neustadt) 131 ネーダー(Ralph Nader) 79, 80, 87, 98

ハ行

パークス(Rosa Parks) 175 ハーツ(Louis Hartz) 212, 233 バックリー(William F. Buckley, Jr.) 214 ハミルトン(Alexander Hamilton) 6, 76

ハンチントン (Samuel Huntington) 97.233 ファルウェル (Jerry Falwell) 242 ブキャナン (Patrick Joseph Buchanan) 238 ブッシュ, G. H. W. (George H. W. 79, 157, 159, 176, 220, 238 ブッシュ, G. W. (George W. Bush) 34, 58-60, 73, 79, 98, 111, 129, 136, 137, 142, 176, 225, 226, 230, 237, 245-247, 253, 268, 282, 284, 292, 297 ブッシュ, J (John E. Bush) ベイナー (John Boener) 152, 153 ヘクロー (Hugh Heclo) 101 ペロー (Ross Perot) 79,80 ペロシ (Nancy Pelosi) 152, 153

マ行

マクガバン (George McGovern) 78, 211 マケイン (John S. McCain III) 58, 62 マーシャル (Thurgood Marshall) 157 マッカーシー (Joseph McCarthy) 214 マディソン (James Madison) 6 モンロー (James Monroe) 280

ラ行

ライシュ(Robert B. Reich) 219 リード(John Reed) 242 リンカーン(Abraham Lincoln) 52, 123, 142 レーガン(Ronald Reagan) 26, 27, 78, 96, 98, 107, 132, 138, 190, 216-219, 221, 230, 242, 282, 287, 297 レンキスト(William H. Rehnquist)

ライアン (Paul D. Ryan, Jr)

64, 153

247 ローヴ (Karl Rove) 245 ローズヴェルト, F.D. (Franklin D. Roosevelt) 77,78,124,125,128, 130-132,137,142,171,208 ローズヴェルト, T. (Theodore Roosevelt) 124,131 ロバーツ (John Roberts) 247 ロムニー (Willard M. Romney) 64 ロールズ (John Rawls) 210, 211, 222

ワ行

ワシントン (George Washington) 76, 122, 131, 280

アメリカ政治 〔第3版〕

Politics and Government in the United States, 3rd ed.



2006年10月15日 初 版第1刷発行 2010年3月25日 新 版第1刷発行 2017年3月25日 第3版第1刷発行

> 保 文 阴 久 砂 \mathbb{H} 郎 者 松 圌 泰 森 脇 俊 雅 発 行 者 江 草 貞 治 株式 有 発 行 所 奜 関

> > 郵便番号 101-0051 東京都千代田区神田神保町 2-17 電話(03)3264-1315[編集) (03)3265-6811[営業) http://www.yuhikaku.co.jp/

印刷、株式会社精興社/製本、大口製本印刷株式会社

© 2017, F. Kubo, E. Sunada, Y. Matsuoka, T. Moriwaki. Printed in Japan 落丁・乱丁本はお取替えいたします。

★定価はカバーに表示してあります。

ISBN 978-4-641-22084-3

□ 本書の無断複写 (コピー) は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。 複写される場合は、そのつど事前に、(社) 出版者著作権管理機構 (電話03-3513-6969, FAX03-3513-6979, e-mail: info@jcopy.or.jp) の許諾を得てください。